

小牧市子育て支援ガイドブック協働発行事業実施要領

令和 7 年 8 月 7 日
7 小こ第 1 8 7 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小牧市子育て支援ガイドブック協働発行事業の実施に関し、小牧市広告掲載要綱(平成 2 0 年 9 月 2 日 2 0 小財第 5 4 1 号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「小牧市子育て支援ガイドブック協働発行事業」とは、子育てに関する手続等の情報を記載した冊子である小牧市子育て支援ガイドブックに広告を掲載したもの(以下「ガイドブック」という。)を作成して市に無償で提供しようとするものと、市が協定を締結することにより、提供を受けた市がガイドブックを市民等に配布することをいう。

(事業実施期間)

第 3 条 小牧市子育て支援ガイドブック協働発行事業の実施期間は、2 年を標準とし、前条の規定による協定で定める。

(資格)

第 4 条 第 2 条の規定により市と協定を締結することができるものは、小牧市入札参加資格者名簿(物品等)に登載されている法人その他の団体及び事業を営む個人等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 要綱その他関係法令に違反しているもの
- (2) 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成 1 1 年 3 月 4 日 1 1 小総第 4 7 号)に基づく指名停止措置を受けているもの
- (3) 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 2 4 年 6 月 2 5 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結)に基づく排除措置を受けているもの
- (4) 国税、県税又は市税を滞納しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協定を締結することが適当でないと市長が認めるもの

(広告の範囲)

第5条 ガイドブックに掲載できる広告は、子育てというライフイベントに関するもの又は市内における産業の発展に資するものとする。

（協働者の募集）

第6条 第2条の規定により市と協定を締結するもの（以下「協働者」という。）は、公募により決定するものとし、その募集は、市ホームページに募集要項を掲載して行うものとする。

2 募集期間、協働者の選定基準その他募集に関し必要な事項については、募集要項で定める。

（協働事業への参加申込み）

第7条 協働事業に参加申込みをしようとするものは、別に定める参加申込書兼誓約書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（協働者の決定）

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、募集要項に基づき審査を行い、協働者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により協働者を決定したときは、その結果を書面により前条の申込みをしたものへ通知するものとする。

（協定の締結）

第9条 市長は、小牧市子育て支援ガイドブック協働発行事業に関して、協働者と協議のうえ、協定を締結する。

（広告の審査）

第10条 協働者は、ガイドブックに広告を掲載する企業等（以下「広告主」という。）及び掲載する広告の内容について、市長に事前に報告し、承諾を得なければならない。

（募集、制作等の留意事項）

第11条 協働者は、掲載する広告の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

2 協働者は、ガイドブックの色、形状その他仕様について、市長と事前に協議し、その承諾を受けた後に制作しなければならない。

3 協働者は、納入するガイドブックの数量、時期及び場所について市長と事前に協議しなければならない。

4 協働者は、ガイドブックに掲載する子育てに関連した市役所その他関係機関での手続内容等については、市長の指示に従わなければならない。

(問題発生時の対応)

第12条 協働者は、ガイドブックに掲載された広告の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、速やかに市と協力して解決に努めるものとする。

2 協働者は、広告主若しくは掲載された広告の内容が要綱その他関係法令に違反しているとき又は小牧市役所に配置する広告としてふさわしくないと市長が判断したときは、広告の修正又は削除を無償かつ速やかに行わなければならない。

(中止)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、協働者が当該期間内に改善することができなかった場合は、協定を解除するものとする。

(1) ガイドブックを指定する期日までに納入しないとき。

(2) 広告の修正又は削除の指示に従わないとき。

(3) その他市長が改善の必要があると認めたとき。

2 前項の規定により協定を解除した場合には、協働者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(協働者の決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の決定を取り消すことができる。この場合において、協働者に生じた損害に対して、市はその責任を負わない。

(1) 協働者が第4条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(2) 虚偽の申込みをしたとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により決定を取り消した場合には、協働者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(責任の制限)

第15条 協働者は、広告の掲載について広告主又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の責任及び負担において解決するものとし、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(雑則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。